

**株式会社大沼 自己破産に係る  
山形商工会議所「特別経営相談窓口」の設置について**

山形商工会議所は、山形県、山形市、山形労働局および関係機関と連携し、株式会社大沼の取引業者等の経営の円滑化に資するべく以下の対応を実施いたします。

なお、当所ホームページにおいても広く周知いたします。

**1. 相談窓口の設置**

当所経営支援課内に相談窓口を設置し、株式会社大沼取引業者等からの緊急経営相談全般に対応する。

**2. 地元取引業者への資金繰り等の対応**

① 山形県商工業振興資金(経営安定資金第2号)にかかる認定の迅速化※をはかる。(当所会員・非会員不問) ※本案件に限り即日交付で対応。

内 容 : 運転資金 8,000 万円以内  
期間 7 年以内(据置 2 年以内)、利率 1.6%  
相談窓口 : 金融機関を經由、当所認定により融資実行

② 日本政策金融公庫の取引企業倒産対応資金(セーフティネット貸付)の斡旋。

内 容 : 運転資金別枠で 3,000 万円以内  
期間 8 年以内(据置 3 年以内)、利率 2.16%(基準利率)  
相談窓口 : 日本政策金融公庫各支店

③ 小規模事業者経営改善資金融資制度(通称: マル経融資) の特別対応※  
※最短 2 週間で融資実行

内 容 : 運転資金 期間 7 年以内(据置 1 年以内)  
設備資金 期間 10 年以内(据置 2 年以内)  
限度額 2,000 万円、利率 1.21% (令和 2 年 1 月 6 日現在)

**3. テナント業者への対応**

株式会社大沼内テナントの中心部の新規出店の相談に「山形エリアマネジメント協議会」(山形市本町 2-4-18 ニーズビル 1 階 666-8737)と連携しサポートする他、他地域への出店について、他商工会・商工会議所等と連携し支援を行う。

**4. 専門家派遣**

より専門的な相談については、弁護士、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等(エキスパート)を直接事業所に派遣し、課題解決と対応を図る。

**5. 従業員の再雇用等**

ハローワーク設置の株式会社大沼従業員に対する「雇用相談窓口」と連携し、再雇用を支援する他、社会保険労務士と連携し、個々の手続き等のフォローを行う。

<b>お問い合わせ先</b> 山形商工会議所 経営支援課 〒990-8501 山形市七日町 3-1-9 TEL : 622-4666 FAX : 622-4668
--------------------------------------------------------------------------------------